

令和5年第3回教育委員会臨時会
(8月30日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和5年8月30日（水）午前10時01分から午前10時52分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	高森 大乘
委 員	浦井 祥子

○出席者

事務局次長	前田 幹生
庶務課長	横倉 亨
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指導課長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習推進担当部長	三瓶 共洋
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	大塚美奈子

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 金曾木小学校大規模改修に伴う仮設校舎借上及び校舎増築について

(2) 学務課

イ 特別支援学校に在籍する区内在住者への給食費支援について

(3) 児童保育課

ウ 小規模保育所の廃止について

(4) 放課後対策担当

エ 令和6年4月こどもクラブ利用申請及び利用審査基準の一部変更について

オ 放課後対策事業運営事業者の選定結果について

カ 根岸小学校放課後子供教室・根岸こどもクラブ及び田原こどもクラブの運営事業者選定について

キ 台東入谷こどもクラブの廃止及び（仮称）入谷こどもクラブの開設について

(5) スポーツ振興課

ク チームアメ横ラグビーまつり2023開催に対する後援について

2 報告事項

(1) 児童保育課

ア 令和6年4月保育所等の利用申請について

3 その他

・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について

午前10時01分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和5年第3回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

また、垣内委員、神田委員は所用のため、本日は欠席でございます。

なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方につきましては許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議の順序の変更について、私から申し上げます。本日の議題には、傍聴にはなじまない、議会報告前の案件が含まれております。

つきましては、順序を変更して、日程第1、教育長報告の協議事項、スポーツ振興課のクから聴取し、議会報告前の案件については、傍聴人退室後に聴取いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(5) スポーツ振興課 ク

○佐藤教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

スポーツ振興課のクについて、スポーツ振興課長、説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長 ご説明いたします。資料の8をご覧ください。本件は、アメ横通り中央商店街振興組合が主催する、チームアメ横ラグビー祭り2023に対し、後援名義の使用承認申請があったものでございます。

実施日時は、令和5年9月1日から令和5年10月8日までで、実施場所はアメ横通り中央商店街振興組合の街区、及び東天紅上野店でございます。

本事業は、ラグビー応援イベント、及びパブリックビューイングを実施し、ラグビーワールドカップを盛り上げること、また、商店街への来街者増加を図ることを目的として実施するものでございます。

次のページをご覧ください、事業内容です。事業内容は、9月10日、日曜日と、10月8日、日曜日に、アメ横通り中央商店街を会場に商店街イベント、及び東天紅を会場にパブリックビューイングの開催を予定しております。商店街イベントでは、トークショーなどを予定しております。また、パブリックビューイングでは、元ラグビー日本代表選手を解説者に迎えて実施する予定となっております。なお、パブリックビューイングにつきましては、台東区体育協会に加盟の、台東区ラグビーフットボール協会が全面協力いたします。

本事業の実施により、見るスポーツの機会を提供することで、区民のスポーツ振興に寄

与するものと考えられることから、後援を承認しようとするものでございます。

本件についての説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、スポーツ振興課のクについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

3 その他

○佐藤教育長 次にその他事項については、事前に資料を配布させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、所管または委員の方からご質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について聴取いたしたいと思えます。

(傍聴人退出)

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 それでは、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、金曾木小学校大規模改修に伴う仮設校舎借上及び校舎増築について、説明させていただきます。

項番1、目的でございます。金曾木小学校の大規模改修に伴い、校舎の代替施設として、校庭と隣接する金曾木公園の一部に仮設校舎を借上げるものです。また、同小学校区域の就学前人口、及び将来人口推計を踏まえまして、学級数の増加に的確に対応するため、必要教室と、その増加に伴う管理諸室スペースを確保いたします。

項番2、金曾木小学校普通教室予測数でございます。令和6年度から令和11年度までは、就学前人口を踏まえました必要の予測数でございます。学級数でございます。令和12年度以降は、将来人口推計による必要数予測となっております。現在のところ令和5年度は

15ですが、11年度までは16、15、14という形で推移していくという形になってございます。

令和12年度以降は、人口推計という形になってございます。

項番3、大規模改修、及び、校舎増築工事概要でございます。仮設校舎の借上げの床面積は、3,581.12です。建物の形態は軽量鉄骨造3階建、準耐火物となります。設置の予定地は、校庭と隣接する金曾木公園の一部に設置予定となります。

恐れ入ります。次ページの、こちら、裏面ですね。次ページ、学校図面のほうをご覧ください。こちらのほうに平面図が載せてございます。金曾木公園と校庭の一部に、仮設校舎をこのように建設する予定と、今現在考えてございます。

続きまして(2)校舎南側増築工事でございます。延べ床面積、現在は5,130.63平米でございます。増築形態は、既存と同じRC造、鉄筋コンクリート造4階建の増築を考えてございます。増床面積は1,186.17平米です。設置の予定地につきましては、また裏面になりますが、次ページの項番6の平面図にありますとおり、南側の敷地に増築を予定してございます。

なお、現在の既存部分の校舎等の主な大規模改修の内容につきましては、こちら、記載のとおりとなりますので、よろしく願いいたします。

項番4、補正予算額(案)でございます。仮設校舎借上として、9億9,000万円で、令和5年度から8年度の債務負担行為として設定してございます。

次ページをご覧ください。今後の予定でございます。項番5、今後の予定でございます。補正予算成立後に、仮設校舎の設計等を実施してまいります。次年度の夏より、仮設校舎の建設に入っております。その後は記載のとおりでございます。

説明は以上となります。ご協議の上、決定いただけますよう、よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○浦井委員 念のため確認をさせていただきたいんですけども、仮設校舎を使用されるということなんですが、この間、本校舎は完全に閉じてしまうのでしょうか。何か使うということであれば、どの程度ご使用されるのか。それと、その間子供たちの活動は、何か制限があったり変わりがあるのかということも、もし分かっていることがあれば、分かる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

○庶務課長 まず、こちらの工事中につきましては、現在、仮設校舎に全員、ほぼ全員こちらに移って授業を受けてもらうという形になってございます。ですので、増築工事をいたしますので、今使っている校舎につきましては、基本的には立ち入らないで、仮設校舎のほうでやっていただくという形になってございます。

やはり制限はかかってまいります。当然、校庭ですとか、そういったところは使えなくなりますので、今のところ、近くの施設ですとか、当然、柏葉中学ですとか、そういったところの体育館ですとか運動場を借りるという形で、現在お願いですとか調整をしているところでございます。

また、給食の部分につきましても、やはり制限が出てしまうというところも、今、出てございますので、その時期につきましても、やはりお弁当という形で対応とするというところが主な、工事中、特別な対応が出てしまうというところがございます。

以上でございます。

○浦井委員 子供たちのための工事なので、もちろんやむを得ない部分はあると思うのですが、できるだけ子供たちの不利益にならないようにお考えいただければということ。それと、もちろんご注意くださいというんですけれども、隣接する場所の工事ということになりますので、くれぐれもいろいろな安全を確保した上での工事をお願いできればと思います。以上です。

○佐藤教育長 その他、どうぞ。

○高森委員 先ほど、既存の校舎の工事は、項番3の(2)に書いてある部分だけということですが、導線のルートも工事するので、かなりの大規模改修になるかなという気がいたします。

ただ、校舎自体の躯体はそのまま残す形での工事になるのかどうかということと、それから、先ほど浦井委員もご指摘があったように、他の小学校の場合は、運動するスペースが確保できなかったのが、大変苦慮されたということでした。今回は柏葉中学校を利用されるということですので、当然児童を連れて、引率しながら柏葉中学校まで行くことになりますから、往復の道中の安全確保に対する計画はどうなっているかということと、それからもう一つ、仮設校舎の設置場所が、近隣の公園まで延長していることに関して、この公園自体は、工事期間中は使用できなくなるのか、使用後は、また公園として復帰することができるのかどうか。そのあたりについて3点伺いたいんですが。

○庶務課長 資料のほうに載ってございますが、既存の校舎は当然ながら、残しながら工事をやってまいります。躯体等は当然残してやっておりまして、イメージ的には、増築部分、1スパンといいますか、教室一個分くらい増築するというイメージを持っていただければありがたいですけれども、1スパン、こっちの運動場に出すという形で、既存の校舎につきましては、通常どおりの大規模改修で、設備ですね、こういった空調、トイレ、LED化、内装・外装の工事をして、既存の校舎を使いながら工事をしていくというところがございます。

2点目の近隣に行く導線ですね、安全確保につきましては、現在、学校のほうとも調整をしております。

当然、危なくないように、こういった形でできるのか、いろいろな人的なものですとか、例えばプールですとか、そういったところもございますので、どうするのかというのはこれから計画してまいりますけれども、やはりくれぐれも、安全運営に配慮しながら移動していただくというところで、現在考えているところでございます。

3点目の公園につきましては、やはり工事中は、公園のほう、一部閉鎖して、全面、ほぼ閉鎖して使わせていただくという形で、今計画してございます。終わりましたところ、

終了時には、仮設校舎につきましては撤去いたしまして、公園のほう、また新たに整備いたしまして、復旧するという形になってございます。

やはり工事中につきましては、こちら、工事の、車ですとか、要はこちらから入らないとちょっと入らない、できないような形になってございますので、金曾木公園のほうを使いながら大規模改修工事、及び増築工事を進めていくというスケジュールとなっております。

以上でございます。

○高森委員 分かりました。工事車両が通るのですね。この道は、かなり細い道ですけども、重機等はここから出入りできるのでしょうか。

○庶務課長 まだ具体的なところは、まだ会社等も決まっていませんけれども、基本的には、こちらから出入りするか、または、またはこちらの日暮里の中央通りですね、そこから、やはりどうしても思いものは上に上げるですとか、クレーンを使うですとか、両方とも使いながら工事になるかと思っておりますけれども、やはり増築部分の校舎をこちら側に作りますので、こちら側、こちらの一方通行、金杉通りの公園につきましても、使いながらやるという形で考えてございますので、両方とも、通りは少し使用させながら使うという形で現在のところ聞いてございます。

○高森委員 ありがとうございます。分かりました。慎重を期さないといけない部分も幾つかありますね。今年、周年を終えてからの工事になりますから、学校としては少しは落ち着いたところでしょうか、よろしく願いいたします。

○庶務課長 ありがとうございます。

○佐藤教育長 それでは、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(2) 学務課 イ

○佐藤教育長 次に、学務課のイについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項、学務課のイ、特別支援学校に在籍する区内在住者への給食費支援について、報告します。資料2をご覧ください。

項番1、経緯です。区では、令和5年1月より、物価高騰に対する緊急支援として、区立小中学校の給食食材調達を全面的に支援し、保護者負担はなしとしております。区立以外の学校は、支援対象外ではあるものの、特別支援学校に通う区内在住の児童、生徒については、区内に就学環境がないことから、区外の学校に通学をしている状況です。そのため、特別支援学校に在籍する区内在住者についても、令和5年度分給食費の支援を実施し、区

立小中学校在籍の児童・生徒と同様、保護者負担の軽減を図ります。

項番2、実施方法です。支援の案内をホームページで周知するとともに、区で把握している対象者に個別通知の上、申請に基づいて、在籍校の令和5年度分給食費を支援いたします。

なお、就学奨励を受給している場合は、重複支給とならないよう、差額を支援いたします。

項番3、支援対象期間です。令和5年4月に遡及して適用いたします。

項番4、補正予算額（案）です。歳出金額は679万3,000円となります。

項番5、今後の予定です。9月4日の政策会議にかけた後、第3回区議会定例会にて、補正予算（案）を提出予定です。令和6年の2月頃、申請受付を開始し、順次支給をしてまいります。

説明は以上となります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○浦井委員 特別支援学校のお子さんたちは、もちろん区内で受け入れ先が賄えれば一番いいんですけども、なかなかそういう状況がすぐには作れないとのこと。そうした訳で、他の区に通っていらっしゃる方もいらっしゃるのので、この支援については、とてもありがたいことだと思います。

その上でなのですが、申請や手続きが複雑なものになったり、煩雑になってしまうと、逆にやはり負担がかかってしまうということもあるかと思えます。その点を、どうぞお考えいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。以上です。

○高森委員 ご説明ありがとうございます。一応、概算要求が680万円弱ということで予算立てをされていますけれども、この根拠を知りたいです。年間当たり、該当する子供がどのくらいいるか。年間1人あたりの単価はどのくらいに設定されているのかということが、ちょっと分かれば、教えていただきたいのですが。

○学務課長

今回のこの事業を行うにあたって、まず、都立並びに国立、あと、他の県立ですね、その特別支援学校に通っている児童、こちらの、我々学務課のほうで把握をしております、今、実態としては93名いらっしゃいます。

あと、そこに、幼稚園の幼稚園部に通っているお子さん、ここはちょっと試算になるんですけども、そこも加えて97名程度が対象者になろうということで試算をしております。

今現在、各学校に通っている、それぞれの特別支援学校に、我々のほうで連絡をしまして、給食費がどのくらいかかっているか。先ほど申し上げたとおり、そこに通う人数というのは、今もうこちらで把握をしておりますので、基本的にはその積み上げで、今回680万弱を計算したところでございます。

なので、それぞれの学校の給食単価についても、こちらで把握をさせていただいて、計

算したところでございます。

○高森委員 ありがとうございます。それぞれの単価は、個別なのですね、試算をするのに大変だったと思いますが、一律、台東区の子供たちと同じ額を渡してということではなくて、それぞれに手厚く補助を出すということで、大変ありがたい支援だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 それではよろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(3) 児童保育課 ウ

○佐藤教育長 次に、児童保育課のウについて、児童保育課長、説明をお願いいたします。

○児童保育課長 それでは、小規模保育所の廃止について、ご説明をいたします。

本件は、事業者からの申し出により、小規模保育所の廃止を行うものでございます。

はじめに、項番1、施設の概要でございます。施設名は、はぐはぐキッズ浅草橋で、所在地・運営事業者は資料に記載のとおりでございます。定員は9名で、現在、4名が在園をしております。

次に項番2、在園児の受け入れ施設の概要でございます。施設名は、はぐはぐキッズ浅草橋アネックスで、所在地・運営事業者は、資料記載のとおりでございます。定員は12名で、現在6名が在園をしております。

なお、資料に地図を掲載しましたので、合わせてご参照ください。

次に項番3、今後の予定でございます。本年9月4日の政策会議に報告し、第3回定例会の、子育て・若者支援特別委員会に報告をいたします。その後、在園児保護者への周知を行い、令和6年3月末の閉園を予定しております。

協議事項のご説明は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○高森委員 項番1と項番2のそれぞれの施設ですけれども、現状では、項番1のほうの施設が、全体の44%の利用率、項番2が現状では50%となっていますけれども、これが合算されて、今度は項番2のほうに移るということなんですよね。そうした場合に、項番2のほうの施設が、83%の利用率になると思うのですが、このあたりは、今後将来的な定員増という不安はないのでしょうか。

○児童保育課長 ただいまのお話については、まず、この園につきましては、両方とも、0歳から2歳をお預かりする園でございますので、今年度末で閉園をしますと、ここの現在の在園児数に書いてある2歳の、それぞれ3名と5名が退園をしますので、来年度にそのま

ま残るのは、合計で2名という可能性が出ております。近隣も含めて空きが目立つ地域でございまして、区立保育園等も含めて、全体的な定員の調整が必要であると、そのような状況と考えております。

○高森委員 そうですね、卒園して、利用されなくなると、当然その分空きはできますね。分かりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、児童保育課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(4) 放課後対策担当 エオカキ

○佐藤教育長 次に、放課後対策担当のエオカキについて、放課後対策担当課長、説明をお願いいたします。

○放課後対策担当課長 それでは、協議事項のエオカキまで、続けてご説明をさせていただきます。

まず、協議事項のエ、令和6年4月、こどもクラブの利用申請及び利用審査基準の一部変更について、ご説明いたします。資料4をご覧ください。

項番1、利用申請でございまして。こちら、例年と同様となります。資料(1)の①に記載のとおり、11月から12月13日までの期間、利用を希望するこどもクラブにおいて、申請を受け付けてまいります。その間、②に記載のとおり、2日間、庁舎担当窓口で休日受付を行ってまいります。

(2) 周知方法について、各種広報媒体でお知らせするほか、区立小学校の就学時健康診断の通知時に、新1年生保護者へ周知してまいります。

(3) スケジュールです。申請受付後、来年1月中旬から利用審査を行い、2月下旬に審査結果通知書を発送いたします。以降は、資料記載のとおり進めてまいります。

次に、2ページをご覧ください。こどもクラブの利用にあたっては、利用審査基準から算出する総合指数をもとに審査を行っております。近年、利用申請者数の増加に伴って、利用可能となる総合指数が高くなっております。このことを受けて、障害等のある児童がこどもクラブに入りづらくなならないよう、利用審査基準の一部を変更するものでございます。

(1) 変更内容です。児童の状況を考慮するものとして、児童の学年に応じて加算減算する調整指数がございまして。左の表に記載のとおり、現行では、この指数を全児童に適用しているため、障害等のある児童につきましても、3年生以上は減算しております。利用申請者が増えたことで、一部のクラブでは、学年により加点される1年生・2年生の利用が

定員の大半を占め、障害等のある児童、特に減算される3年生以上が希望するこどもクラブを利用できないケースが生じる可能性が出てきております。このことについて、右の表のとおり、学年による加算を、障害等のある児童とその他の児童に分けて、障害等のある児童のみ、3年生以上に行う減算を適用しないことで、総合指数を高め、より利用しやすいものになるよう変更いたします。なお、障害等のある児童に対しては、それぞれの表に記載のとおり、この調整指数とは別に加算がございますが、こちらにつきましては、これまで通り適用いたします。

(2) この変更にかかる適用時期は、令和6年4月利用開始分からの審査といたします。

項番3、今後の予定です。9月政策会議に諮った後、第3回区議会定例会に報告、その後、10月に発行する令和6年度こどもクラブ利用案内において周知してまいります。

説明は以上となります。

続きまして、協議事項のオ、放課後対策事業運営事業者の選定結果について、ご説明いたします。資料5をご覧ください。

項番1、選定経過です。(1) 公募期間、及び(2) 審査機関につきましては、資料記載のとおりでございます。

(3) 選定方法です。第一次審査では書類審査を行い、1事業につき3者程度を選定し、第二次審査ではプレゼンテーションとヒアリング審査を行い、得点率が70%を超える事業者の中から、最高点を獲得した事業者を優先交渉権者としております。

(4) 選定委員につきましては、資料記載のとおりでございます。

2ページをご覧ください。項番2、運営事業者の選定結果です。(1) 令和6年度から新規事業となります、黒門小学校放課後子供教室です。本事業への応募事業者は7者で、優先交渉権者は、得点率72.0%を獲得しました、株式会社明日葉を選定しております。

次に、(2) 大正小学校放課後子供教室です。応募事業者は5者で、優先交渉権者は、得点率72.7%を獲得しました、株式会社明日葉を選定しております。現行事業者の株式会社日本保育サービスから業務を引き継いで運営いたします。なお、表の下に記載のとおり、本事業の二次審査において、急遽審査委員1名が欠席したことにより、450点満点の審査となっております。

3ページをご覧ください。(3) 金竜小学校放課後子供教室・金竜こどもクラブです。こちら、応募事業者は3者で、優先交渉権者は78.6%を獲得しました、現行事業者である株式会社プロケアを選定しております。

次に、(4) 浅草橋こどもクラブです。応募事業者は2者で、得点率79.8%を獲得しました、原稿事業者である株式会社プロケアを選定しております。

続いて、4ページをご覧ください。(5) 富士こどもクラブです。応募事業者は6者で、優先交渉権者は、得点率79.4%を獲得しました株式会社セリオを選定しております。現行事業者である株式会社ポピンズエデュケアより業務を引き継いで運営いたします。

今後のスケジュールです。本年9月の政策会議に諮った後、第3回区議会定例会に報告、

令和6年4月より事業運営を開始してまいります。

こちらに関しての説明は以上です。

続きまして、協議事項のカ、根岸小学校放課後子供教室・根岸こどもクラブ及び田原こどもクラブの運営事業者選定について、ご説明いたします。資料6をご覧ください。

項番1、概要です。労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団が区から受託する、根岸小学校放課後子供教室において、勤務実態のない職員を、業務実績報告書類の中で従事したこととして区に虚偽の報告を行っておりました。このことを受けて、当該法人に委託する根岸小学校放課後子供教室・根岸こどもクラブ、及び田原こどもクラブについて、契約を今年度限りとし、来年度以降の運営事業者を選定してまいります。なお、参考としまして、運営状況が良好な場合に委託契約を更新できる最長の期間としては、資料記載のとおりでございますが、虚偽報告があったことを踏まえ、更新はしないことといたします。

項番2、運営事業者選定です。公募型プロポーザル方式により選定してまいります。なお、根岸小学校放課後子供教室、根岸こどもクラブについては、両事業を同時に受託できる事業者を選定してまいります。

項番3、今後の予定です。9月の政策会議に諮った後、第3回区議会定例会に報告いたします。その後、公募を開始し、事業者変更について、保護者周知等を行ってまいります。以降は、資料記載のとおり進めてまいります。

こちらの案件についての説明は以上でございます。

続きまして、協議事項のキ、台東入谷こどもクラブの廃止及び（仮称）入谷こどもクラブの開設について、ご説明いたします。資料7をご覧ください。

項番1、概要です。民設民営野台東入谷こどもクラブについて、運営事業者から、建物の老朽化等に伴う事業運営への影響を理由とした撤退の申出を受けております。ついては、同クラブの廃止に当たり、在籍児童の受入先を確保するとともに、周辺地域のこどもクラブ需要を踏まえ、新たなこどもクラブを開設してまいります。

項番2、廃止・開設施設の概要です。まず、廃止となる施設です。施設名は、先程申し上げたとおり、台東入谷こどもクラブ。定員は40名で、過去3年の4月利用時点では、利用定員を若干名超える申請がございます。大正小学校の児童が主に利用されております。

運営形態は民設民営で、株式会社日本保育サービスが運営しております。廃止時期は、令和6年9月末を予定しております。

続いて、右の列に移り、新設するこどもクラブです。施設名は、（仮称）入谷こどもクラブ、所在地は、入谷一丁目16番9号、旧入谷老人福祉館を活用いたします。台東入谷こどもクラブからは徒歩2、3分の位置となります。延べ床面積ですが、建物自体は4階建てで、全体で341平米ございますが、そのうち、構造上保育室として活用できる2階・3階の部屋を使用し、その面積が約86平米となります。定員は45名予定しております。運営形態は公設民営となります。開設時期は、台東入谷こどもクラブの在籍児童の受け入れを行う

ため、廃止するタイミングと合わせて開設しております。令和6年10月を予定しております。

項番3、今後の予定です。9月の政策会議に諮った後、第3回区議会定例会に報告し、10月から配付する令和6年度こどもクラブ利用案内において、施設の廃止と開設等についてお知らせしてまいります。その後、令和6年4月以降から旧入谷老人福祉館を、こどもクラブの使用に必要な修繕工事を行ってまいります。工事完了後、台東入谷こどもクラブの廃止、合わせて（仮称）入谷こどもクラブの開設をしてまいります。

なお、資料記載のとおり、令和6年度中は、年度途中から事業者が変わることの児童への影響を鑑み、台東入谷こどもクラブを運営する、株式会社日本保育サービスに運営を委託してまいります。

説明は以上です。よろしくご協議の上、いずれの案件につきましてもご決定いただきますよう、お願いいたします。

○佐藤教育長 まず、放課後対策担当のエについて、何かご質問はございますでしょうか。

○浦井委員 こどもクラブ利用の審査に当たっては、加算減算というのは、やむを得ないことだと思うんですけども。ただどうしても、この共働き世帯が増える時代、こどもクラブのニーズは高まっておりまして、総合指数としては低く出ていても、実際には切実にこどもクラブを必要としているという家庭があるというふう聞いております。もちろん難しい点はもちろんあると思うんですけども、今後そうした家庭へのさらなるケアも必要かと思しますので、もしその点、何か今後の見通しなどございましたら、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○放課後対策担当課長 まず、基準につきましては、保護者の就労状況であったりとか、ご家庭の状況、例えば介護とか看護、また児童の状況や、こどもクラブの利用の状況、そうしたものを全体的に見て指数をつけております。なので、ご家庭の状況に応じたものは反映しているものと考えております。また、こどもクラブを利用できない状況につきましては、このこどもクラブの新設等の対策で取り組んでいるところでございますので、そのようところで吸収していきたいと考えております。

○佐藤教育長 浦井委員、よろしいですか。

○浦井委員 いろいろ限りもあって難しいと思うんですけども、できるだけ多くのご家庭にご満足いただけるようにしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○高森委員 今回のこの案件は、障害があるかないかのところでの加点ということなんですけれども、現行のものの変更後のものとを比較しますと、確かに、障害のある児童はプラス3一律加点ですので、変更後の表で対応すると、学年による加算が1年生はプラス5ですから障害がある場合はプラス8になるという理解でよろしいのかどうか。2年生はプラス2にプラス3ですから、プラス5になると、3・4・5・6は一律、障害がある児童は学年による加算にプラス3されるという理解でよいのかというのが1点目の確認事項です。

もう一つは、これによって、その該当者がどれだけ増える見込みなのかも知りたいので

すけれども。

○放課後対策担当課長 まず1点目の加算につきましては、委員ご指摘のとおりでございます。1年生は、現行のものについてはプラス5に対して、障害等のある児童による加算としてプラス3、合計8点。2年生については5、3点。現行では3年生はマイナス1とプラス3で2点、そういった計算の方式となります。

今後、変更にあたりましては、3年生以上の減算がございませんので、障害等のある児童については、3年生以上プラス3というような指数となります。

現在、障害等のある児童につきましては、全員利用できております。この対象にあるのは全体で30名ほどとなりますが、この変更をしたといっても全員利用できておりますので、利用児童が今後増えていくといったことはないかと思えます。

○高森委員 ありがとうございます。対象者が増えてしまうと、その分他の利用者が制限されるかなど、ちょっと心配があったものですから。

現行のままで全ての対象者はフォローできるという理解でよろしいということですね。分かりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長 利用申請と審査基準の一部変更については、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 じゃあ、続きましてオについて。放課後対策事業運営事業者の選定結果について、何かご質問はございますか。

○高森委員 ありがとうございます。ひとつ疑問があって、2ページの項番2の(1)と(2)の配点の点数が違うのは、何かの理由があってそれぞれ変えているのでしょうか。

○放課後対策担当課長 配点につきましては、同じ仕組みというか、基準で行ってございまして、ただ、(2)の大正小学校につきましては、審査員が急遽1名欠席したことによって、分母が、本来500点満点のところ、450点満で行っているということがございます。

○高森委員 そうでしたね。先程ご説明があったことを失念してしまいました。そうした理由で配点の変動になっているということなんですね。よく分かりました。

ちょっと気になったのは、その欠席者のせいなんだと思うんですけれども、両方とも、(1)、(2)とも同じ業者が選定されている中で、事業運営実績の点数が違うのと、熱意・積極性が違うのが、基準としてどうなのかなという気がしたんですよ。同じ事業者であれば、事業運営実績は当然同じ点数になるでしょうし、熱意・積極性が、一つのところで高く、一つは低いというのがよく分からなかったんですけれども、委員の方の欠席によって、この点数の結果は差が出ているということでもよろしいだと思うので、そういうことでいいでしょうか。

○放課後対策担当課長 熱意・積極性、また、事業運営実績につきましても、プレゼンテーションやヒアリングの中でそれぞれの事業に対して異なるご説明等がございますので、そうした中で、審査員の主観の部分もございますが、このような評価点になったというところでございます。

○高森委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長 資料5については、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、次に、放課後対策担当の力について、何か質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 続きまして、キについて。台東入谷こどもクラブの廃止と、入谷こどもクラブの開設について。

○高森委員 今回、入谷こどもクラブが廃止になって、新しい形の公設のこどもクラブに、定員数も若干増えるということですが、主に対象者が大正小学校中心だということ、現時点で39名の児童数が在籍しているということですね。若干増えるということでは、今後またさらにニーズが高まっていくかなという気がいたしますが、区内全体として、こどもクラブの利用率というのは、上がっている傾向があるのでしょうか。

○放課後対策担当課長 全体としまして、ここ数年、こどもクラブの利用率、年々高まっている状況でございます。

利用率や申請率でよろしいですか。申請率につきまして、例えば2年度につきましては、20%の申請率、全児童に対して申請がある児童数になります。そこから年々増加しておりまして、5年度は22.31%の申請率となっております。利用率につきましては、その年度によって異なりますので、若干その増減がございますが、4月1日時点で90%以上の利用でございます。

○高森委員 ありがとうございます。申請率が25%というのは、かなり高いですよ。4人に1人は利用申請があるということで。今後ますます利用の申請が増えていく中では、当然キャパシティを増やしていく必要もあるし、新しく新設をしないといけないということも考えないといけないと思います。ただし、学校の近隣で複数のこどもクラブがあっても、子供たちは分散するわけにはいかないという事情があって、やはり仲良しの友達と一緒にこどもクラブに行きたいことであろうから、一つの施設が大きくなっていくところが理想的だと思いますので、引き続きこのあたりはよろしく願いいたします。

○佐藤教育長 そのほか、資料7について、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、放課後対策担当のエからキについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 児童保育課 ア

○佐藤教育長 次に教育長報告の報告事項を議題といたします。

児童保育課のアについて、児童保育課長、報告をお願いいたします。

○児童保育課長 それでは、令和6年4月保育所等の利用申請について、ご説明をいたします。

はじめに項番1、申請期間の(1)一時調整でございます。受付期間は、本年10月2日から11月28日までとなっております。なお、郵送、オンラインによる申請は、11月14日締切となっております。窓口予約期間、休日受付、希望園の変更・追加の締切は、資料記載のとおりでございます。結果通知につきましては、令和6年2月2日の発送を予定しております。

次に、(2)二次調整でございます。受付期間は、本年11月9日から、令和6年2月13日までとなっております。希望園の変更・追加の締切は資料記載のとおりで、結果の連絡につきましては、令和6年2月下旬を予定しております。

次に、(3)出生前の申請でございます。一次調整及び二次調整は、出生前の利用申請が可能となっております。その場合、令和6年2月4日までに出生した場合は4月入園、それ以降に出生した場合は、5月入園の利用調整の対象となります。

(4)受付場所につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次に、項番2、対象施設でございます。令和6年4月の利用申請の対象施設は、表に記載の72施設となっております。なお、前年と比較して、先ほどご報告させていただいた小規模保育所が1施設の減となる予定でございます。本件についてのご説明は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告について、何かご質問等がございますでしょうか。

○浦井委員 二つお伺いしたくて、一つは申請の形式なんですけれども、窓口と郵送とオンライン申請ということですが、それぞれのくらい利用されているか、どの形で申請されたか、もし割合が分かれば教えていただきたいと思います。それと、二つ目に、この結果の通知というのはどの形式で、たとえばオンライン申請はメールだとか、全部郵送だとか、結果通知の形式を教えてくださいたいと思います。

○児童保育課長 利用申請の件数でございますが、昨年度の総件数で、約1,200件でございます。

ほとんどが窓口の申請でございます。うち郵送の申請につきましては、令和4年度の実績で申し上げます。すみません。令和4年度が約1,300件でございます。うち、郵送の申請が、令和4年度の実績で106件なので、ほぼ窓口での申請になります。オンラインの受付につきましては、今年度からスタートいたします。

2つ目の結果通知につきましては、郵送で結果の通知書をお出しさせていただきます。

○浦井委員 結果通知が郵送ということで、これは郵送で、もし何日までに届かなかった場合は問い合わせを、という形で補っていらっしゃるのでしょうか。

○児童保育課長 補足として、電話での連絡も併せて行っております。

○浦井委員 ありがとうございます。多分不安なお気持ちで待っていらっしゃる方もおられるかと思しますので、その連絡をしてくださるということに安心いたしました。ありがとうございます。

あと一つ。やはり窓口の申請が多いとのこと。もちろん対応が大変かとは思いますが、やはり相談しながら直接申請したいという方が多いからこその窓口の申請の多さなのかなと思いますので、ぜひ積極的にご対応いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○高森委員 毎年5,000件以上の申請があるということで、その中で、実際に入園をされている、修正をして、結果、通知が出て、入園をされている方の割合というのはどのくらいになりますでしょうか。

○児童保育課長 待機児童は0なのですが、結果的に1園しか希望しなかった等で入園できなかった人の数は、約300でございます。

○佐藤教育長 資料9はよろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、児童保育課のアについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件は以上となります。全体を通して、何かご質問、ご意見等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の臨時会を閉じ、散会いたします。

午前10時52分 閉会